

わが職業人生をふり返る、そして・・・

才 村 純

はるか先のこととと思っていた退職であるが、ついにその時がやって来た。人は年を重ねるほど主観的な時間は短くなるというが、全くそのとおりである。今、わが来し方をふり返ると、馬齢を重ねてきたとの感を拭えない。今更私の来し方を他人様にご披露しても何の意味もないが、せめてもの生きた証としてわが職業人生をふり返り文字にすることによって、その締めくくりとしたい。

1. 大阪府児童相談所時代

(1) ケースワーカーは箱作り職人？

私は大学で心理学を専攻した後、昭和47年4月に福祉専門職（当時はケースワーカー職）として大阪府に就職した。なぜ、そのような道を選んだのか、誠に恥ずかしい話であるが、「恵まれない人たちのために」とか、「人間の生きざまに寄り添いたい」とか、そんな高邁な動機ではなく、偶然の成り行きとしか言いようがない。私が通っていた大学の心理学は、多くの国公立大学がそうであったように、知覚や学習といった実験系の授業が中心で、福祉系はむろんのこと臨床系の授業は皆無に等しかった。当時の私には福祉に関する知識や関心は全くと言っていいほどなかったと告白しなければならない。そんな私がなぜ福祉専門職の道を選択したのか。卒業の前年の夏だったと記憶しているが、「大阪府でケースワーカー職を募集しているらしい」との情報が心理学研究室に届いた。「ケースワーカー？それ何？箱作りの職人のことか？」などと同窓生たちとやりとりしたことを覚えている。今でいうところの「就活」をそろそろ始めなければと思っていた矢先なので、同窓生3人で児童相談所（児相）に勤務している先輩を訪ね、仕事の内容をいろいろと尋ねた結果、「人の生き様に直接関わられる面白そうな仕事やな」くらいの軽い気持ちで応募を決めた。結果、試験に合格し、中央児童相談所措置課（当時、大阪府中央児童相談所は森ノ宮の府立青少年会館の中にあった）に配属となった。

(2) 丁寧な OJT と SV を受ける

当時、中央児相での新人ケースワーカー（児童福祉司）は私一人。配属と同時に守口市担当となり、半年間に亘り大先輩の M 氏の OJT を受けた。来所面接でも家庭訪問でも M 氏の後を金魚の糞のようになって回っていた。M 氏は大阪府児相きっての「仕事の鬼」で、連日の深夜までの残業や休日出勤は当たり前で、休日の前はリュックサック持参で仕事書類を詰め込んで帰るといような人であった。M 氏からは仕事の厳しさをはじめ、ケースワーカーとして面接の仕方、ケースの見立てやケース運びのあり方などケースワークの基本を身をもって学ばせていただいた。

また、上司の措置課長 H 氏にも丁寧なスーパービジョンを行って頂いた。「来週の○○曜日まで読んでくるように」とリッチモンドやバイスティック、中村優一らケースワークに関する古典的な本を次々と手渡され、丁寧に解説して頂いた。特に、フローレンス・ホリスの「ケースワーカー心理社会療法」、浅賀ふさ「ケースヒストリーの要点」は、仕事をしていく上で手放すことのできない虎の巻になった。

H 課長については忘れることのできないエピソードがある。ある日、約束した時間に私は1人でクライアント宅を家庭訪問したのだが、クライアントは不在であった。私は約束を破られた悔しさでブンブンしながら児相に戻り、怒りの気持ちとともに顛末を課長に報告した。すると課長からは、「何を言うてるねん！『約束を破られた』と怒るのは素人や。『やってあげている』という意識があるから腹が立つん

やろ。約束をしていながらこれを破らざるをえないクライアントの立場や気持ちを考えるのがプロや！」と叱られたのを覚えている。「これがバイステックの『受容』ということなんやろな」と気づいた瞬間でもある。なお、課長は仕事には厳しかったが、私の結婚式の司会を自ら買って出ただけなど情に厚い人であった。

今、児童相談所は虐待相談の急増などに伴い業務が複雑・困難化しているにもかかわらず、ベテランや中堅職員は業務に忙殺されており、そのため新人へのサポート体制が極めて脆弱となっている。思い起こせばいぶん贅沢な OJT や SV をして頂いたものである。

(3) 朝日新聞の社説に引用される

H 課長といえば、もう一つ嬉しい思い出がある。当時、「グループ研修」といって、研修生が自らテーマを設定し、1年間かけて調査研究を行い、これを紀要にまとめるというものである。入府4年目に数人で「虐待を受けた児童とその家族の調査研究」を実施することになり、私が代表を務めた。府下全児相の過去5年間の児童記録ファイルを調べ上げ、所定の調査票に内容を転記して統計的に処理するという手法であったが、今のようにコンピュータもなく膨大な作業量であった。紀要執筆は私が担うことになり、当時妻子を実家に帰し、原稿用紙百数十枚を不眠不休で執筆した。完成した年（1976（昭和51）年）の4月、小生は岸和田児相に異動になったが、5月5日の「こどもの日」の朝、課長から「君が書いた原稿が朝日新聞の社説に紹介されてるよ。頑張ってよかったね。大したもんや」と大喜びで電話を下さった。現在では仕事柄、マスコミの取材や投稿は少なくないが、今にして思えばこれが最初であった。当時、虐待問題に特化した調査研究は、昭和48（1973）年に厚生省が全国の児童相談所を対象に、子ども虐待や遺棄、殺害事件に関する調査を行ったものがあるくらいで、当時の社会は虐待問題に殆ど関心はなかった。希少価値ゆえの採用だったのであろう。

(4) A ちゃんの死

終生忘れることのできない大事件が起きた。それは、私が中央児相に配属になって2年目の12月に起きた。私が担当していた女兒（当時2歳）のAちゃんが里親に命を奪われてしまったのである。Aちゃんは未成年の母親のもとで生まれたが、父親が誰かわからず、母親と母方祖父母はAちゃんを養子に出すことを望んだ。養子に出すことはAちゃんの一生を決定づける極めて重要な事柄であり、慎重を期する必要があることから、私は何度もかれらと話し合いを重ねたが、かれらの意思は変わらず、結局養子縁組を前提にAちゃんは里親委託になり、私は里親担当のCさんにケースを引き継いだ。委託後まもなくAちゃんはその里親から虐待を受け亡くなってしまったのである。死の数日前のイベントで、前述のH課長がAちゃんと里親の間の雰囲気にならずに不自然さを感じ、里親担当のケースワーカーに里親との面接を指示した矢先の出来事であった。プロとしての勤であったのだろう。朝、出勤と同時に里親からの電話で事の顛末を知り、H課長と私は里親宅に急行した。まだAちゃんはふとんに寝かされたままであった。ついこの間まで家庭訪問する私にいつも愛嬌を振りまいてくれるなど本当に人懐っこく可愛いAちゃんであったのに、その変わり果てた姿に私は茫然とするしかなかった。その後Aちゃんは検視のため警察署に連れて行かれたが、その日の夜、私は上司の次長と二人で大学病院の霊安室にAちゃんを迎えに行った。司法解剖を終えたAちゃんを母方祖父母宅に送るためである（当時、Aちゃんの母親は行方不明になっていた）。深夜、公用車の後部座席でAちゃんを抱きしめた時、Aちゃんへの不憫な思いと、結果的にAちゃんのかげがえのない命と人生を守れなかった申し訳なさで、涙が止まらなくなった。祖父母宅に着くと、上司と私は土下座させられ、夜通しAちゃんの親族から「どうしてくれるのか」と追及された（里親担当のケースワーカーはあまりにショックが激しく、祖父母宅には行ける状態ではなかった）。その夜と翌日の夜、私はH課長宅に泊めてもらったが、「お金で済むことなら全財産を処分してもよい。しかし、Aちゃんは帰って来ない。これが夢であってくれたらなあ」とH課長が何度もつぶやいていた

のを覚えている。H 課長からすれば、里親と A ちゃんの間には漂う不自然な空気を嗅ぎとっていた矢先のことであったため、一層ショックが大きかったのだろう。この事件をきっかけに、里親委託後は里親担当にケースを引き継ぐというシステムが改められ、委託後は児童担当と里親担当が共同して里親子をフォローするようになった。

未だにこの事件を思い出すたびに胸が痛む。「A ちゃんが生きていたら、今何歳になるんやろ？」今まで何度自分に問いかけてきたろう。私が前述のグループ研修で虐待問題をテーマに調査研究を行ったのも、またその後、虐待問題に力を注ぎライフワークにすることになったのも A ちゃんへの罪滅ぼしの気持ちからである。

2. 岸和田児童相談所時代

(1) 家庭的な職場

入府 5 年目に岸和田児相に異動になり、結局そこで 7 年間勤務することになった。私は、岸和田市内の半分の児童相談と管内全域の里親を担当することになった。中央児相は職員の数も多く、連日関係者が出入り入ったりで、にぎやかで活気があったが、岸和田児相は職員数も当時は 9 人と少なく、最初にしたのは寂しさと心細さであった。しかし、「住めば都」とはよく言ったものである。職員の数が少ない分、緊密な人間関係が出来やすく、家庭的な職場を経験することができた。今では考えられないことであるが、中庭でバーベキューをしたり、飲みすぎたりした時は自主的に一時保護を願い出たものである。また、当時私は車で通勤していたので、アフターファイブは職場の仲間を車に乗せ、私の家の近所の居酒屋などでよく飲んだりもした。

(2) 里親会の立ち上げ

岸和田時代は、仕事にも少し余裕ができ、有志の職員で行動療法の勉強会を開いて、夜尿児や多動傾向のある障害児について実践を試みたり、オペラント条件付けをベースとしたアメリカの育児書を一人で翻訳し、来談者や児童委員、児童養護施設などに配布したりと、新たな領域に挑戦した。

また、当時、里親委託はリスクが高いという理由で敬遠され委託実績は皆無に等しかったが、やはり子どもは家庭的な雰囲気の中で育つのが当たり前であると考え、積極的に里親委託（当時はほとんどが養子縁組前提）を行い、岸和田児相在職の 7 年間で 10 組ほどの親子の養子縁組を達成した。幸い上司が里親委託に理解を示してくれたことが幸いであった。

里親委託がうまくいくには、里親同士の支え合いが大切である。このため、管内の里親さんたちと一緒に里親会を立ち上げ、勉強会や意見交換会などを開くとともに、ハイキングやクリスマス会などを企画するなど活発な活動を行った。私の長男が腎臓を患って入院していた時も有効な対処法を教えていただいたり、漢方薬を分けていただいたり、仕事を超えた関わりをもつことができた。今でも当時の里親さんと年賀状のやりとりをしている。

(3) 充実した時間外活動

岸和田時代は、仕事以外にも充実した時間を過ごすことができた。特に思い出として強く残っているのは、「劇団すいようび」という名の自分たちが作った影絵劇団の活動である。人形づくりや背景の制作はもちろん、台本づくりや音楽などをすべて手作りで、毎週水曜日、仕事が終わると同じ職場の人たちや人事異動で他の児相に転出した職員が集まり、人形や背景の制作と練習をするのである。音楽好きの私は劇中音楽を作曲し、ミキサーを使って多重録音を行ったりした。家具職人であった某児童養護施設の施設長さんをお願いして、移動式舞台を作って頂くなど、本格的なものであった。週 1 回の集まりなので、せいぜい 1 年に 1 作くらいしか完成できなかったが、作品には、例えば「傘地蔵」「セロ弾きのゴーシュ」「ごろ

はち大明神」「マッチ売りの少女」などがあり、休日には児童養護施設や一時保護所、里親会などで公演を行った。公演終了後、舞台裏を子どもたちに披露するなど、子どもたちとの交流が嬉しかったが、その後の打ち上げが何よりの楽しみであった。

(4) Bちゃんの死

岸和田時代の仕事で一番つらく悲しく記憶しているのは、里親委託を経て養子縁組したD君が病気で亡くなったことである。確か小学校2年生だったと記憶している。養父母とも、それはそれは目に入れても痛くないほどの可愛がりようであった。当時、私はすでに人事異動により大阪府庁に勤務していたが、葬式に参列させていただいた。実親の愛情に恵まれず、それでも晩年は養父母の無上の愛に包まれて短い人生を終えたD君の宿命と、D君を最大の宝物として精一杯愛情を注いでいた養父母の心情を察し、養父母と抱き合い、涙を流すことしかできなかった。

3. 再び中央児相に～シルバーシートでの談笑

1982（昭和57）年4月、私は再び中央児相勤務を命じられた（この時は既に事務所は大阪市内の森ノ宮から寝屋川市に移転していた）。中堅になり新人を持たされ、OJTとSVを行う身になった。この頃で思い出すのは、当時中央児相には私と同期の職員が4人おり、何かあれば「シルバーシート」とわれわれが呼ぶ応接椅子に腰をかけ、相談し合ったり、雑談したりしたものである。さらに、職場だけでの雑談では飽き足らず、駅前の赤のれんで議論の続きをすることも度々であった。また、我々中堅クラスが府下の児相の同期や後輩に声をかけて土佐堀の年配の女将さんが経営している料理屋に集い、明日の福祉について口角泡を飛ばして議論したものである。今では、同期の4人のうち1人は他界し、土佐堀の料理屋も店をたたんでしまった。今の児相は虐待対応に追われ、職員もみんなジリジリしていて雑談を交わす余裕もなくなっているが、ストレスフルな職場であるからこそ、無駄話のできる人間関係が必要とつくづく思う。

4. ファインプラザ大阪時代

ファインプラザ大阪の正式名称は「大阪府立障害者交流促進センター」である。スポーツや文化活動を通じて障害者と健常者が交流を図るための施設として大阪府が総工費56億円をかけて建設した大型の身体障害者福祉センターである。館内には、年中使える50mの温水プールや車椅子バスケットなどができる体育館、グラウンド、トレーニングマシンを置いたトレーニングルームなどのスポーツ施設、200人以上収容できる大ホール、和室、研修室、情報資料室などの文化施設がある。

私は、1986（昭和61）年4月1日、ファインプラザ大阪が完成すると同時に着任した。当然職員はお互いに初顔合わせ。しかも、5日後にはオープンという無茶苦茶なスタートで、着任した日からしばらくは徹夜が続き、その後も帰りは夜中の2時3時という生活が続いた。夏休みには少し落ち着いたが、今度は連日、近所の家族連れによるプール待ちで長蛇の列、待ち時間が2～3時間というのも珍しくなかった。私の役割は怒る客へのなだめ役で地獄の日々が続いた。

私にとってのファインプラザ大阪は、新生児期から手塩にかけて育てた可愛い赤ちゃんのようなものである。しかも、苦勞して育てた子どももほど可愛いものである。また、施設を管理している事務室職員は私を含めて5人であったが、他にスポーツ指導の委託を行っている事業団の職員、バスの運行や設備管理、清掃などを委託している業者の従業員、ラウンジの人たちなど、いろんな立場の人々と力を合わせて仕事できたのもいい経験であった。

着任3年後の平成元年にはファインプラザ大阪を去ることになる。また、苦勞を共にした事務室職員や

従業員仲間の結束も堅く、未だに同窓会を催し、当時の苦労話に花を咲かせている。

5. 大阪府庁時代

(1) 監査指導室主査から障害福祉課係長へ

青天の霹靂であった。私が福祉専門職として大阪府に入った頃は、「純粹培養」と言われていたように、児童相談所に配属になれば退職まで児童相談所、福祉施設に配属されれば退職まで福祉施設というように、振り出しがどこかによって、配属先は固定化されていた。しかし、確か昭和50年代に入ってからではないかと思うが、専門職といえども幅広い経験を積んだ方がよいと考えられるようになり、まず役付きの職員について児相と施設の人事交流が始まり、その後役付き以外の職員についても人事の交流がされるようになった。しかし、当時本庁（つまり行政の仕事）への配属は例外的であった。その矢先、私は突然本庁（福祉部福祉総務課監査指導室）での勤務を命じられた。監査指導室では総括班主査として法人の許認可業務などに従事した。その翌年、障害福祉課地域生活係長を命じられた。

(2) 戸惑いの日々

行政の仕事に就いてからは戸惑いの日々であったが、中でも「行政用語」「行政の論理」には難渋した。「これ支出負担行為を打っておいて」と上司に命じられても、「支出負担行為？なにそれ」と思ってもなかなか聞けず、「自治六法」や参考書などを出してきて調べたものである。一応役職付きで配属になったので、部下にも聞けず、ストレスから逃れるため、職場を抜け出し府庁近辺を徘徊して自分をクールダウンさせることもあった。

「行政の論理」にも当惑した。最たるものは徹底した数値主義である。何をするにしても、「数字を持ってこい」と言われる。定量化できるものはいいとしても、質的なものまでも数字化を求められる。例えば、「増員を図ったらどれだけの施策効果があるのか」「この施策を講じればサービスの質的向上につながる」というが、その質的向上について具体的に数字で示せ」「費用対効果を数字で持って来い」といった具合である。これには当惑した。何しろ児相では非行のある子や障がいのある子、不登校の子などの相談という、およそ数字とは縁遠い仕事をしていたのだから。

(2) 熾烈を極めた団体交渉

鮮烈に記憶に残っているものの一つは、障害福祉課時代での障害者団体との交渉である。ミニ授産と呼ばれた共同作業所の運営補助金や知的障害者の地域生活支援などの仕事が私の係の担当であった。ノーマライゼーションの理念のもと、「施設から地域へ」という大きな変革が求められていたが、当時はまだまだ取り組みが遅れており、さらに「国連・障害者の10年」の最終年を2年後に控えていたこともあって、団体交渉は熾烈を極めた。当時の障害者が置かれた厳しい状況を考えると、団体の要望は私にとっても共感できるものが多かったが、辛かったのは行政の世界では個人的な見解を述べることは許されず、大阪府を背負って杓子定規の答弁をせざるを得なかったことである。「お前には人間の血が通っているのか。お前では話にならん、知事を今から読んで来い」などとずいぶん叱られたものである。マイクが壊れているだけで、「お前は府民の声を聴く気があるのか」とお叱りを受けた。今でこそ、予算編成過程の可視化が当たり前になっているが、当時は財政当局に要望していてもその内容を公にすることは許されず、予算が付かなければこちらが攻撃の矢面に立たされる。「予算をつけてくれるなら、日参して財政当局の担当者前で土下座してもよい」と思い詰めたものである。予算要求の時期は、財政課から次々と出される資料要求に対応するため、係員とともに朝方4時頃まで仕事をし、一旦帰って仮眠をとって9時には出勤するという生活が続いた。

特に当時の大阪府における共同作業所の運営補助金の額は、全国的に見ても下位に位置していたことか

ら、団体からの要望は強烈で、毎年つるし上げ状態が続いた。そして、4年目にしてついに知事査定で補助金が倍増し、一気に全国第2位になった。この時ほど嬉しいことはなかった。当然、次の団体交渉では評価してもらえると意気揚々と臨んだのであるが、「偉そうなことをいうな。今まで悪かっただけのことではないか」と言われた時には、さすがにがっかりした。

ただ、勉強になったのは、「予算をつけてほしいなら、財政担当者が上に説明できるよう、必要性について説得力ある説明とそれを裏付ける数的根拠（エビデンス）を用意しろ」と上司から徹底して聞かされたことである。さらに、「上司や財政当局は忙しい。長い文章を書いても誰も読んでくれない。できるだけ図表を用いてビジュアルに訴えよ」と徹底的に言われた。これらのことは、その後私が研究者になった後も役に立った。

障害福祉課時代は厳しい毎日であったが、「くらしのほほえみノート」という知的障害者向けの生活読本を作成したり、阪急高槻駅で授産製品の常設販売店「ふれ愛たかつき」を設置し、これをアンテナショップとした授産事業振興センターを創設したりと充実した4年間ではあった。

(3) 地域福祉権利擁護事業の先駆け

1994年には福祉政策課の主幹を拝命した。それまでの4年間は疾風怒涛の日々であったのに対し、福祉政策課の2年間は今から思えば私の職業人生の中で最も優雅なものであった。当時、知的障害者や認知症高齢者らが財産をだまし取られる事件が後を絶たず、私に与えられた特命事項は、これらの人たちのための権利擁護センターの創設であった。当時は国の制度もなく、全国で初めてのチャレンジであった。成年後見制度について造詣の深い民法学者の新井誠先生（当時、国学院大学教授。現筑波大学名誉教授）を訪ね、支援をお願いした。新井先生も「長年の構想が具体化するいいチャンスだ」ということで快諾いただき、毎月の勉強会には講師として東京から通っていただいた。夜は先生を囲んで杯を傾げるのも大きな喜びであった。お陰様で2年後には構想が出来上がり、さらにその2年後には「後見支援センター」（愛称は「あいあいネット」。大阪府社会福祉協議会運営）として具体化した。その後、国は府のセンターをモデルとして「地域福祉権利擁護事業」を創設している。

このように、府庁時代は戸惑いや苦勞も多かったが、充実した日々を送ることができた。

6. 厚生省専門官時代

(1) 孤独と戸惑いの日々

本庁に配属になって7年目、福祉職の忘年会でのこと、私の大先輩であるI先生（当時、大阪府中央子ども家庭センター所長）が私に隣に座るよう指示された。脛に傷もつわが身としては「何を叱られるのやろ？あれかな？これかな？」とドキドキしながら先生の横に座った。すると、先生は「君、厚生省に行ってくれないか？」という。私は思わず「なんのための出張ですか？」と尋ねた。すると先生は「出張やない。転勤や。3年間行ってくれ」という。青天に霹靂であった。当時の私は、本庁を出た後は兎相に行くことしか考えていなかった。しかも、今まで福祉専門職で厚生省に行ったものはなかった。私の頭の中は真っ白になった。思わず「3日ほど考えさせてほしい」と答えた。当時、2人の子どもは未だ思春期にあったし、この年令で単身赴任生活をして、妻子にも私自身にも何が起こるか見当もつかなかった。私は、別の上司に相談した。すると「大阪府とはスケールが違うぞ。日本を股にかけて仕事ができるなんて素晴らしいやないか。自分の人生を賭けてみたらどうや」と言ってくれ、私も決心した。その後は周囲の人たちからいろいろプレッシャーをかけられた。曰く「お前がつぶれたら二度と後輩は国に行けないぞ」「大阪弁はやめた方がいいぞ」などなど（幸い私の後は途切れることなく、今も大阪府の福祉職が国に行っている。大阪弁は続いたが特に問題はなかったように思う）。

国（厚生省児童家庭局企画課）に行くと、みんなが歓迎してくれると思いきや、みんなバタバタと殺気

立っており、「こいつは誰だ」というような顔でチラチラ私を横目で見ただけで誰も相手にしてくれない。当時、児童福祉法が制定後50年ぶりに大幅改正されることになっており、それに向けての制度設計、審議会の運営、団体や国会、関係省庁との調整など、膨大な仕事をみんなが抱えており、地方から来た私のことなど誰も相手にする余裕などなかったことは後で分かった。前任者からの引継ぎもなく、何をやってよいかわからず、ただ茫然とするだけであった。着任してからはしばらくは横浜の官舎の内装工事が完了していないため、新宿のビジネスホテルで宿泊したが、初日の夜は「明日からこのような毎日が3年間続くのか」といった絶望感と、家族や年老いた両親、友人たちを大阪に残してきた寂しさと眠れなかった。

それから12年間、東京と大阪の自宅を毎週往復する生活が始まった。厚生省の3年間は、金曜日に仕事が終わると羽田空港から関空に、月曜日は暗いうちに家を出て関空から羽田空港へといった生活であった。月曜日の朝、暗いうちに家を出る私を妻は毎週駅まで車で送ってくれた。感謝している。

(2) ようやく1人前？扱いに

孤独と戸惑いの日々であったが、これを打ち破る出来事はある日突然やってきた。赴任して3ヵ月ほどしてからと記憶しているが、法改正に際して、各課が所管している事業などの現状や課題を整理して持ってくるよう局長から指示があった。私が所属する企画課では児童相談所を所管していた。そもそも私は、制度改正に際して現場の証人として厚生省に赴任したとの自覚があったので、児童相談所の現状や課題について思いのたけ資料にしてみた。その後の局議でその内容を説明したところ、局長から「現場の状況がすぐ分かる。他の課も表面的なことを書かずに、このような書き方をしろ」とお褒めにあずかった。そして、局長からは、「この資料は局内に止めておくのは勿体ないので、次回の審議会で披露するように」と指示された。これを機に徐々に質問を受けたり助言してくれたり、周囲の人たちからも相手にされるようになった。そして、法改正に向けた資料作り、国会の質問取りと答弁書き、大臣や局長への説明など、ようやく1人前扱いされるようになった。

(3) 制度改正に携わる

最も嬉しかったのは、衆議院厚生委員会でのこと。私は、当時の小泉純一郎厚生大臣の後ろに座っていた。大臣や局長の答弁に備えるため、資料などを持って後ろに控えるのである。当時、某県の児童養護施設で入所児童への虐待事件が発生した。虐待を受けた子どもにとって施設は最後の砦である。委員会では、そのような施設で虐待が発生したことについて大臣の所感と、虐待を禁止すべき規定の立法化について大臣の所見が求められた。大臣は私に向かって「(立法化は) だめなのかね?」と尋ねた。私は「全然問題ありません。立法化すべきです」と即座に答えた。この時の質疑を踏まえて早速、児童福祉施設最低基準(厚生労働省令)が改正され、施設における懲戒に係る権限の濫用禁止規定が新設された(同令9条の3)。これが、その後、児童福祉法における「被措置児童等虐待」に係る諸規定につながっていく。

もう一つ、忘れがたい出来事は、私の発案で予算化された「子ども虐待対応の手引き」の作成を担当したことである。編集委員会の設置に向けての委員就任の根回し、編集委員会の運営、手引きの編集と校正、大臣への説明など膨大な作業をすべて任せられた。完成したのは、私が厚生省を去る3月ギリギリで、周囲からは私の「卒業論文」と言われた。手引きは、その後何度か改正が重ねられ現在に至っている。

さらに、児童買春禁止法(「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」、1999年施行)の制定に向け、超党派の国会議員による勉強会に毎回立ち会わせてもらったことも嬉しい出来事であった。森山眞弓議員の司会のもとに、野田聖子、辻元清美、田中真紀子、武村正義などの議員が出席していたと記憶しているが、(失礼ながら)私が想像していた以上に、各議員とも法制定に熱い思いを持っており、熱心で激しい議論を目の当たりにすることができた。「議員立法による法律はこうしてできるのだな」と感激したのを覚えている。今でも、児童買春禁止法違反容疑などで摘発さ

れたというニュースに接するたびに、当時の光景が目に浮かぶ。

また、これはもっと後の出来事であるが、制度改正と言えば、2006（平成18）年11月に国会議員による「児童虐待防止法見直し勉強会」で意見を陳述する機会が得られたことも忘れがたい思い出となっている。この時は、後に文部科学大臣に就任された馳浩議員（当時は当勉強会の幹事長）が司会を、後に厚生労働大臣に就任された小宮山洋子議員（衆議院青少年特別委員会委員長）がご挨拶をされた。さらに、これは関学に着任してからの話になるが、2011（平成23）年5月27日に民法が改正され、親権の一時停止制度などが創設された。この時の国会審議（第177回国会参議院法務委員会）に参考人として呼ばれたのである。このように、児童虐待問題をライフワークとしている私にとって、日頃の思いを直接述べる機会を得たことは何ものにも代えがたい大きな喜びであった。

このように、法改正や制度創設などに直接関わることができたことが国に行った醍醐味である。また、研究会への出席や学会等での講演、手引きの作成などを通じて一流の研究者やカリスマ的な実践家などと知り合えたことも大きな稔りであった。公務員生活に別れを告げ、研究生活にスムーズに移行できたのは、専門官時代のこれらの経験のお陰だと思っている。

最後に書いておきたいことがある。私が厚生省に赴任してしばらくは訳が分からず、鬱々としていたことは先に書いたが、隣席のK課長補佐が気にかけてくださり、いろいろと声をかけて頂いたり、アドバイスを頂いた。また昼食の穴場なども教えていただいた。その御恩を忘れることはできない。

(4) 逡巡

厚生省での生活も残すところわずかとなった1999（平成11年）の12月頃だったか、日本子ども家庭総合研究所の故高橋重広先生（当時：子ども家庭福祉研究部長）、故庄司順一先生（当時：研究企画情報部長）から「研究所に来ないか」と声をかけていただいた。研究所なら虐待問題にじっくり取り組めるし、国に近い機関なので研究成果を直接施策に反映してもらい易いと考え、長年の公務員生活に終止符を打つことを決断した。ただ、この時最も悩んだのは、「大阪府を裏切ることにならないか」ということであった。3年間の約束で厚生省に行ったのだから、当然大阪府に戻るのが本来の筋である。出張で東京に来た時も大阪府の人たちは、よく私のもとに足を運んでくれた。孤独と戸惑いの中にあっただけ私にとって、このことがどんなに嬉しく励みになったかわからない。充実した厚生省時代を送ることができたのは、大阪府の人たちの励ましのお陰であると思っている。そんな大阪府を自分は裏切ろうとしているのではないか。まず私は「厚生省に行かないか」と声をかけてくださったI先生に相談した。先生は驚かれたご様子であったが、「全国区でこれからも仕事をするのはええことや。これからも立場を変えて大阪府のために仕事をしてほしい」と言って頂いた。大阪の喫茶店で相談したのであるが、帰り際、お酒も飲んでいないのに先生がエスカレーターの前でフラッとされた。「今日はあまりのショックやからね」と冗談まじりに言われたのが辛かった。

7. 日本子ども家庭総合研究所時代

30年近い公務員生活に終止符を打ち、1999（平成11）年、ソーシャルワーク研究担当部長として日本子ども家庭総合研究所（以下、「子ども総研」）に着任した。子ども総研は、国立に準ずる研究機関として厚生労働省からの補助のもと、子ども家庭福祉や母子保健など、子どもに関する全国規模の調査研究を行い、国に対し政策提言等を行う機関で、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会が運営していた（残念なことに2015（平成27）年度末をもって研究所は閉鎖となった）。

(1) 「組織上の自由」と「職務上の自由」

子ども総研時代をふり返り、1つのキーワードで表すならば「自由」ということである。具体的に言う

と「組織上の自由」と「職務上の自由」である。「組織上の自由」であるが、公務員は組織の一員として仕事をしているので、対外的に発言する場合は組織を背負っての発言であって、個人的な発言は許されないことは先に述べた。子ども総研に来て何よりうれしかったのは、対外的に堂々と個人的な見解、本音を伝えることができることであった。一方、組織からの自由は厳しさも要求される。発言の自由が許されるということは、すべて自分の言葉に責任を負うということである。組織では、仕事上で失敗しても、やむを得ない個人的理由で仕事を休むことがあっても、組織がカバーしてくれるが、「個人商店」である研究者の仕事はすべて自分で始末しなければならない。

次に「職務上の自由」である。役所では職務分掌という形でやるべき仕事の範囲や内容はア priori に決まっており、これに従うのが鉄則である。子ども総研も一つの組織であり、最小限の職務上の縛りはあるが、何よりも研究という仕事の守備範囲、その内容、方法などは基本的に研究者の裁量に委ねられている。というか、自由で柔軟な発想こそが研究者の生命線であり、これが保障できる環境が不可欠である。しかし、このことは裏を返せば、研究者としての成否はすべて自分の姿勢や努力にかかっているということである。研究に求められているニーズを自ら察知し、研究テーマを設定し、研究計画を策定し、研究組織を立ち上げ、研究を実施し、報告書や紀要にまとめ上げ、その結果を世に問わねばならない。これらの作業はすべて自分自身の責任において行わなければならない。

私は自由を満喫した。好きな研究を行い、好きな本を書き、好きな人たちに会いに行き、全国を股にかけて講演をした。既にこの世にいない同僚の庄司順一先生に私はよく「空飛ぶ研究者」とからかわれた。今日は朝イチで東京から長野新幹線で長野へ講演に行き、それが終わると一旦東京に戻って、夜は東北新幹線で八戸まで行き、最終の特急で青森に行き（当時、新幹線は八戸止まりであった）、翌朝青森で講演し、その後東京に戻り、翌朝は日帰りで熊本に行き、というような生活をしていた。本誌に原稿を寄せていただいた大阪府立大学の伊藤嘉余子さんとは、当時同じ研究所で仕事をしていたが、私の秘書のような役割を自主的に担ってくれていた。「前後の予定をしっかりと確かめてから予定を入れるように」とよく叱られたものである。

(2) 研究の足跡

子ども総研での研究テーマは、厚生労働省の各課専門官との話し合いによって決まる「チーム研究」と、研究者個人が自主的に行う「個人研究」が柱で、これに「厚生労働科学研究」や子ども未来財団からの委託研究である「児童関連調査研究事業」などが加わる。毎年3～4本の研究を行っていた。

その中で最も鮮烈に心に刻まれているのは、2002（平成14）年度に実施した厚生労働科学研究「児童福祉施設等における被虐待児童等の実態等に関する調査研究」¹⁾である。厚生労働省からの依頼で私が主任研究者を引き受けたが、調査対象は全国の児童養護施設100か所、乳児院（悉皆）、児童自立支援施設（悉皆）、情緒障害児短期治療施設（悉皆）という大がかりなもので、しかも単年度で調査計画、調査の実施、分析、報告書のとりまとめという極めて過酷なものであった。しかも、その年の12月には日本子ども虐待防止学会の全国大会が東京で開催されることになっていて、子ども総研は実行委員会の事務局となっていたため、そちらの準備と本調査研究とで地獄のような日々であった。調査に際しては、各施設団体の代表者をそれぞれ尋ね、調査の協力について根回しを行うとともに、各施設種別でWGを立ち上げ、それぞれの施設種別にふさわしい調査内容の検討などを行った。調査は、入所児童の実態、職員の業務の実態や負担感、施設における虐待対応の実態や課題等、詳細かつ多岐に亘るものであった。若手の研究者やアルバイトをフル動員して調査票の印刷、発送、回収、解析など突貫作業で行った。経費の関係で印刷費が捻出できず、研究所のコピー機を使ったが、連日フル稼働で酷使したため故障してしまうというハプ

1) 才村純他（2003）「児童福祉施設等における被虐待児童等の実態等に関する調査研究（主任研究者：才村純）」『平成14年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書第10/11』

ニングも発生した。それでもみんなで執筆を分担して何とか報告書にまとめ上げることができた。この研究成果は、その後、国の「家庭支援専門相談員（ファミリー・ソーシャルワーカー）」の創設や、施設職員の配置基準の改正などにつながった。

さらに、もう一つ記憶に深く残る研究は、2005（平成17）年と2006（平成18）年に実施した厚生労働科学研究「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究²⁾」である。厚生労働省からの依頼で私が主任研究者を引き受けたが、全国の幼稚園（5%無作為抽出）、小学校（同5%）、中学校（同5%）、保育所（同5%）、放課後児童健全育成事業を実施する児童館（悉皆）を対象に、虐待対応の実態や職員の意識などに関して横断的な調査を実施し、わが国における虐待防止策検討のための基礎資料を提供するとともに、調査結果から明らかになった各施設の特徴を踏まえた虐待対応のガイドラインを各施設種別別に作成するという壮大なものである。これも実態把握からガイドラインの作成まで2年間という突貫的な研究であった。全国レベルの施設横断的な調査としてはわが国で初めてのものではあったと記憶している。

これらの研究の他、子ども総研では児童相談所問題を多く研究テーマとした。特に印象に残っているのは、「児童虐待対応に伴う児童相談所への保護者のリアクション等に関する調査研究³⁾」である。虐待相談が急増する中、児童相談所の適切な対応が求められているが、その影で児童相談所職員が保護者からの加害・妨害等に遭う事案が増加しているのではないかとの問題意識から、児童相談所への実態調査を行い、平成13年度の子ども総研の紀要にまとめた。これも全国で初めての調査で、例えば平成10年から平成13年上半期の3年半で352件の加害・妨害事案が発生していることを明らかにした。この結果は、マスコミでも大きく取り上げられた。

もう一つ記憶に強く残っているのは、児童相談所に対する業務量調査である。これは児童相談所における業務内容や業務量をタイムスタディ方式により把握・分析するものであり、経年的にその内容や量を比較した。例えば、平成16年度調査⁴⁾では、障害相談1件に係る業務量を1.0とした場合、養護相談は9.5、うち虐待相談は12.8、非行相談4.6などの数値も明らかにした。研究結果については全国の自治体などから問い合わせがあり、人員体制の充実を図る上での基礎的データとして活用された。

(3) 著書の刊行

私が刊行した最初の単著は、2004（平成16）年の「ほくをたすけてー子どもを虐待から守るために」（中央法規）であった⁵⁾。一般の方々に虐待問題を身近に考えてもらおうと執筆したもので、分かりやすい文章を心がけた。有り難くもイラストレーターの葉祥明氏に絵を書き下ろして頂き、ソフトタッチの啓発本とすることができた。本書はその後、日本図書館協会の選定図書に採択して頂いた。

「ほくをたすけて」と並行して、「子ども虐待ソーシャルワーク論ー制度と実践への考察」（有斐閣）を執筆した⁶⁾。これは、私自身のそれまでの研究や執筆活動の集大成と言えるものである。本書で博士学位を取得することができた。

(4) アフターファイブの思い出

子ども総研時代は、私生活も充実していた。金曜日の夜、大阪の自宅に帰り、日曜日自宅で食事を終え

2) 才村純他（2006）「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究（主任研究者：才村純）『平成18年度総括研究報告書』

3) 才村純（2002）「児童虐待対応に伴う児童相談所への保護者のリアクション等に関する調査研究（主任研究者：才村純）『日本子ども家庭総合研究所紀要第38集』（日本子ども家庭総合研究所）

4) 才村純（2005）「虐待対応等に係る児童相談所の業務分析に関する調査研究（2）主任研究者：才村純）『日本子ども家庭総合研究所紀要第41集』（日本子ども家庭総合研究所）

5) 才村純（2004）『ほくをたすけてー子どもを虐待から守るために』中央法規

6) 才村純（2005）『子ども虐待ソーシャルワーク論ー制度と実践への考察』有斐閣

て、東京のマンションに戻るという生活をほぼ毎週続けた。研究所では終業時間になると、いつものメンバーがそれぞれ仕事を終え次第、応接室に集まってきてビールを飲みながら雑談するのが習わしであった。研究の話に口角泡を飛ばして議論することもあり、研究のよき刺激剤となった。ミニ宴会が終わった後は、研究室に戻る者、勢いがついて広尾や恵比寿に繰り出す者の2つのグループに分かれたが、私は後者であった。お酒と食事を同時に済ませ、家に戻って風呂に入り、原稿を執筆するというのが日課であった。もっとも、前述したように講演や会議、大学の非常勤講師などで研究所の外に出ることも結構多く、ミニ宴会に出席できないことも少なくなかった。ちなみに、ミニ宴会の部屋には昼休みにもみんなが集まり、NHKの朝ドラの再放送を見た。それまでの役人生活では想像もできなかった贅沢な時間を過ごした。また、時には研究所の飲み仲間が私のマンションに集まり鍋を囲んだりしたのも楽しい思い出である。飲み過ぎた者を一時保護することも度々であった。

ある休日、研究所の仲間をはじめ、研究所外の若手研究者、大阪の児童相談所職員や児童養護施設の施設長、新聞記者など20人ほどが東京の私の家に集まり鍋大会を催した。襖をはずしてこれらを横にしてつなぎ、本を足にして即製の宴会卓を作ったりもした。“窮すれば通ず”であった。それぞれの専門領域を超えて明日の児童福祉について語り合ったのも忘れ得ない思い出の一つである。

このように、子ども総研時代は“独身生活”を満喫し、公私ともに充実した毎日であった。一方で、大阪から東京に戻る日曜日の深夜、赤々と灯のともる家々を横目に、一人でトボトボ歩く自分に向かって「家族を家に残してお前は何をしているのだ？」との思いが日増しに強まっていった。研究所生活が楽しいければ楽しいほど、この思いは強くなっていく。“家族を犠牲にして今の生活が成り立っている以上、これに見合うだけのものをしなければいけない”という思いが、研究や執筆のエネルギーになっていたように思う。

なお、東京生活時代に、長年同居してきた母方祖母と父を亡くしたが、二人とも死に目に会えなかったのが苦い思い出である。

8. 関西学院大学の教員になって

(1) 不思議な巡り合わせ

2008年、縁あって関西学院大学福祉学部に来させていただいた。関学には1994(平成6)年の府庁時代に審議会の委員就任をお願いするため故荒川義子先生を社会学部に尋ねたことがあった。「何と美しい大学だろう。それに、学生も伸び伸び生き生きしている！」と感動したものである。当時、私は府庁の古い汚い暗い狭い職場で仕事をしていたこともあって、関学の先生に憧れと嫉妬を感じた。まさか、その14年後にその関西学院大学に赴任するとは夢にも思わなかった。不思議なものである。

(2) 環境の違い

個人的な考えより上司の発言が絶対視される環境に長くいたためか、教授会などで教員同士が職階に関わりなく自由闊達に意見を言い合っていることに私はまず驚いた。「研究者は身分や立場から自由であるべきだということは、こういうことか」と実感した。ただ、組織人であった私は、みんなが口々に意見を言ってなかなか結論が出ないことに時に苛立ちを感じたことも事実である。組織では最後に上司が決断するというのが通常であり、結論は早い。研究の自由、大学の自治、学内のガバナンスそれぞれの関係をどう考えればよいのか。

もう一つ当惑したのは、教員それぞれ専門領域が異なるためか、普段教員がそれぞれの研究室にいるという物理的要因のためか教員同士の交流が少ないことである。子ども総研時代にも研究室が与えられていたが、先に書いたように、終業時刻になるとみんなが集まって来て議論するのが日課であった。この意味で、本年11月のある夜、「堺ツアー」と称して人間科学科の多くの教員や実践教育支援室の日下田さん、

前窪さんが私の住む町に来てくれ、私が普段出入りする居酒屋などで懇親の場を持つことが出来たのは、お互い新しい発見などもあって楽しい思い出となった。

(3) 悲喜こもごも

関学に来て何より嬉しかったことは、後進の育成と学生たちとの交流ができたことである。学科の性格上、福祉専門職に進む学生は多くはなかったが、「子ども学」や「子どもと権利」などの授業には多くの学生が受講し、改めて「子どもの存在」に強い興味を持ってくれた。仕事や自身での子育てなどに役立ててくれることを願っている。また、ゼミでは授業での議論はむろんのこと、ゼミ旅行やゼミコンパ、クリスマス会など楽しい企画で私自身も若返ったような気がした。また、卒業したゼミ生が時々研究室を覗いてくれるのが何よりも嬉しく、これからはどうなるのか少し寂しい。

このように自由で楽しく充実した教員生活を過ごさせていただいたが、悲しいこともあった。それは、2013（平成25）年の秋に相次いでゼミ生の4年生、1年時に基礎ゼミを担当した2年生の学生を亡くしたことである。児相での新人時代に里子を亡くしたとき、「これが夢であってくれたら」と上司がつぶやいたが、当時未熟で気が張っていた私はあまりピンとこなかった。しかし、二人を亡くした時は何度心の中でそう叫んだらう。人生、これからというときに命を落としてしまった学生のことを思えば未だに胸が張り裂けそうになる。

9. 今、思うこと

関学の体育館前の広場に「NOBLE STUBBORNESS」と刻まれた碑がある。いつも「カッコいいな」と思って見ている。過去をふり返れば、私の職業人生は、これとは真逆だったと思う。イエスマンである私は、何でもかんでも引き受けてしまい、滝のように押し寄せてくる仕事をこなすのに追われているうちに、気が付けば今の自分がいるという感じである。まるで「根なし草」の職業人生であった。ただ、怠け者の私はそうでもしないと安きに流されていたに違いない。引き受けた以上放棄することは許されず、窮地に立たされ必死にもがく中で少しは勉強もし、自分が鍛えられたのかなと思う。そんな自分に偉そうなことを言う資格はないが、どうしても伝えたいメッセージを最後に3つだけ記しておきたい。

(1) 現場、研究者、行政の協働

奇しくも私は福祉の実践現場、福祉行政、教育・研究それぞれの領域を経験した。これらの経験を通して感じるのは、それぞれの領域の間の溝の深さである。実践現場の人たちは、行政に対して根強い不信感を持っている。「行政の人たちは机の上で仕事をしているので、住民のニーズや現場の厳しさを理解できていない」等々である。また、現場の人たちや行政マンの中には研究者に対して「あの人たちの言うことは綺麗事である。研究者は自ら手を汚すことのない評論家である」と批判的な人が少なくない。また、「現場に調査協力を依頼してくるが、忙しい中回答しても、研究者個人の業績に貢献するだけである」という人たちも少なくない。私も現場や行政にいるときは、研究者に対して同じようなイメージを持っていた。一方、行政マンの多くが現場の人たちについて「彼らの言うことは情緒的で客観的な根拠（エビデンス）がない」と批判する。

また、研究者の人たちの中には現場について「自分たちに不信感を持っている。調査研究に協力を求めても冷淡である。忙しいのはわかるが、現場がそういう姿勢だから現場が密室化し、職場環境も改善されないのだ」と嘆く人もいる。

本来は、いずれの領域においても目標は同じはずであり、お互いによきパートナーであるべきはずである。相互の役割分担と緊密な連携があってこそ真の福祉が実現すると考える。それでは、お互いの溝を埋めるためにはどうすればよいのであろうか。本稿では、研究者の役割に絞って自戒も込めて述べる。

それは、現場と行政のフィードバックである。行政が政策を考え、現場が実践する。しかし、実践を重ねる中で制度の不備や矛盾に突き当たる。実践現場はこれら課題を行政に突き付け、改善を求め、行政はさらに制度の充実を図るという図式が理想的である。その中で研究者の役割は何か。先に述べたように、徹底的して数字（エビデンス）や費用対効果が求められるなど、行政には行政の論理がある。しかし、日々実践に追われている現場がこれらに取り組む時間的余裕やそのような訓練も受けてはいない。そこで現場と行政の橋渡し役としての研究者の役割が求められるのではないかと。理念を追求しつつ、場の声に耳を傾け、その実態や課題、ニーズを精査し、エビデンスを用意して行政に働きかける。いわば現場の論理を行政の論理に置き換える「通訳」としての役割が研究者に求められるということである。私は徹底した現場主義者である。「福祉は現場から始まり現場に終わる」と考えている。研究者が現場、行政から乖離してしまうことは、この分野における研究者としての使命を放棄することである。現場が研究者に対し不満を抱くのは、他でもない研究者自身の責任である。現場、研究者、行政の協働を切に願う。

(2) 冷徹なコスト論に立脚した政策議論を

虐待問題など子ども家庭問題が複雑・困難化する中、その対応の要である児相や市町村は今多忙を極めている。子ども総研時代に行った調査によれば、わが国の児相の児童福祉司は常に100件以上のケースを担当しているが、これはカナダ、アメリカ、ニュージーランド、イギリス、韓国などの5倍以上となっている⁷⁾。このため、個々のケースに丁寧に対応しきれず、児童相談所が関与しながら子どもが死亡する事案が後を絶たない。また、多くの児童福祉司は疲弊しきっており、バーンアウトの問題が深刻化している。また、児童養護施設などの児童福祉施設においても、虐待が原因で入所してくる子どもたちが激増しているにもかかわらず、その体制は脆弱で、子どもたちの個々のニーズに応じた援助が困難となっており、ここでも職員は疲弊している。

国立社会保障・人口問題研究所のデータによれば、2012年度における社会支出の総額は約113兆円、内子ども家庭関係社会支出は6兆2千億円で、5.5%に過ぎない⁸⁾。ちなみに、政策分野別家族関係支出の対GDPに占める割合は、イギリス3.97%、スウェーデン3.64%、フランス2.94%、ドイツ2.24%であるのに対し、わが国は1.35%であり格段に少なくなっている（2011年度）。子どもは「歴史の未来」とであると言われる。そのような子どもたちにわが国はいかにお金をかけていないか。

親から虐待された子どもにとって、児童相談所や児童福祉施設は「最後の砦」である。その砦が脆弱で子どもの権利を十分に守れない現実には「社会的ネグレクト」という虐待である。つまり、虐待された子どもは親から虐待され、社会からも虐待されているのである。今こそ社会的養護分野に大胆にコストを投入することについての社会的コンセンサスを得る必要がある。そのためには、人権保障の観点からの啓発も無論重要であるが、冷徹なコスト論の観点からの研究が必要である。今、社会的コストを投入しなければ、将来多額のツケとなって国民生活に帰ってくることを具体的な数値で以って明らかにし、社会に訴えるのである。虐待を受けた子どもたちが適切にケアされることなく成人になった場合、次のような事態も想定される。自立できず職に就かない、親になった場合子どもを虐待する、貧困が連鎖する、犯罪を犯す、刑務所に服役する、税金を納めることができないなど。むろんすべての人がそのようなになるとは言えないが、二重の虐待を受けることによりそのリスクは高まるであろう。空前の勢いで進む少子化の中で、このままでは虐待などの不適切な関わりのもとで、心に深い傷を刻みながら生きることを余儀なくされる人たちが今後加速度的に増えていくことは間違いない。今こそ子ども家庭福祉、社会保障、社会学、人口学、マクロ経済学、ミクロ経済学、刑事政策など各学問領域を超えた学際的な研究が行われる必要がある。

7) 才村純他（2003）「児童相談所の海外の動向を含めた実施体制のあり方」（分担研究者：才村純）、「児童福祉分野における職員の専門性及びその国際比較に関する研究」（主任研究者：高橋重宏）『平成14年度厚生労働科学研究報告書』

8) 国立社会保障・人口問題研究所『社会保障費用統計（平成23年度）』

る。

「福祉は人なり」と言われる。いくら立派な制度ができてこれを担うのは人材である。その人材が疲弊し、子どもたち一人ひとりの苦しみ、悲しみに寄り添えなければ、その制度も画餅に帰してしまう。社会的養護を必要とする子どもたちの福祉を保障するうえで研究者の果たす役割と責任は重い。

(3) 現場への応援歌に替えて

私が児童相談所時代に関わった T 君から最近手紙をもらった。T 君は親から虐待を受け、施設入所したが、頑張って高校を卒業し、今は妻子もいて幸せな毎日を送っている。T 君からの手紙に接し、福祉現場の職員として活動していた自分に改めて誇りを感じるとともに、この喜びを今児童相談所で頑張っている人たちと共有するために、学術雑誌の巻頭言に「児童相談所職員へのメッセージ」として執筆した⁹⁾。これは児童相談所職員に限らずあらゆる福祉の実践現場へのメッセージにもなり得ると思うので、以下、出版元のご承諾のもと全文を転載させていただき、僭越ながら、実践現場で今奮闘されている方々、これから実践現場に飛び込んで行こうとされている方々への応援歌に替えさせていただく。

児童相談所職員へのメッセージ

虐待による子どもの死亡事件が後を絶たない。特に児童相談所（以下、「児相」）が関与していた事件だと、児相長がテレビカメラの前で謝罪や釈明を行い、これに対し、「税金を返せ!」「やっぱりお役所仕事だ」「お前たちには血も涙もないのか」「反省しろ!」といった視聴者の痛烈な言葉が浴びせかけられ、全国の児相職員は「明日は我が身か」と複雑な思いにかられる。われわれは何度このような光景を目にしてきたであろうか。

悲惨な事件が起きると各自自治体では「なぜ幼い命を救えなかったのか」と検証が行われ、防止策について提言がなされる。国においても過去9次にわたって検証報告書が公表され、これを踏まえた対応の留意点について種々の通知が出されている。しかし、残念なことに（略）虐待死は減っていないし、児相関与の事案も殆ど減っていない。なぜなのか。そこには構造的な問題、とりわけ人材の問題があると筆者は考えている。児相の人材については、人手が圧倒的に不足しているという量的な問題と、専門職任用が進まず、また職員の異動サイクルが短く組織内での専門性の蓄積がなされないという質的な問題の両面がある。（略）これでは個々のケースに丁寧に関わることは不可能である。ある児相長は、必要な体制整備がないまま欧米なみの成果を求められる現状を「これでは『竹やりで敵機を叩き落とせ』と言われていたようなものだ」と表現した。

もっと丁寧に仕事をしたいのに、それができないジレンマ。新聞で「虐待で子どもが死亡」という記事を目にすると、「もしかしたらあのケース?」とドキッとしない職員はいないであろう。まさに、わが国の児童福祉司は薄氷を踏む思いで仕事をしている。

それでもわが国の児童福祉司は健気に頑張っている。本当は「こんな脆弱な体制ではやっておれないよ」と開き直りたい気持ちを抑えながら、黙々と仕事に励んでいる。「たまには自分の子どもの面倒も見よ」と妻に責められながらも、電話一本で、夜間休日の別なくすっ飛んで行く。連日の深夜帰り。過酷な非難中傷に心を痛めながらも文句ひとつ言わず、身を粉にして頑張っているのである。

にもかかわらず、児相に対する大方の国民のイメージは、「親方日の丸、何もしないお役所」であろう。

9) 才村純 (2013) 「児童相談所職員へのメッセージ」『子どもの虐待とネグレクト』vol.15 No.3, 257-259 (日本子ども虐待防止学会)

悲惨な事件が起きるたびに、マスコミが児相批判を繰り返せば、国民が児相に対してそのようなイメージを持つのは当然の帰結といえる。誤解ないようにお断りしておくが、筆者は虐待死事例が発生した児相を庇うつもりは毛頭ないし、児相の対応を批判するマスコミのあり方を批判するつもりもない。いたいけな子どもの命が奪われてしまうことへのどうしようもない怒りや悲しみがマスコミや国民を児相批判に向かわせることは理解できる。しかし、マスコミが児相を批判し続けてきた結果、児相に対するマイナスイメージが児相の仕事をより困難なものにはしていないか。「児相はどうせ何もしてくれない」という不信感が通告を停滞させたり機関連携を妨げてはいないか。また、児相職員の委縮や無力感も怖い。高橋らの研究では、児童福祉司の72%が仕事の達成感を感じていないという結果が出ている^{注)}。使命感と責任感をもって児童福祉司になった人が矢折れ力尽きて職場を去っていくのはあまりにも虚しく悲しい。このような状況が子どもにとってどんなに悲劇的なことかは言を俟たないであろう。どんなに批判されても児童福祉司個人の努力ではどうしようもないところにこの問題の深刻さがある。

しかし、児相職員よ、嘆くなかれ。最近、大変うれしいことがあった。筆者が児童福祉司をしていたときに会ったT君が30年ぶりに手紙をくれた。T君は母親から虐待を受け、筆者は猛烈に反対する母親の手からT君を引き離し、これまた嫌がるT君を児童養護施設に連れて行ったのである。母親はエネルギーな人で、連日のように猛烈な抗議の電話と来所を繰り返したが、頑張り屋のT君は施設から高校に通い、卒業と同時に某一部上場企業に就職した。手紙によると、今もその会社で責任ある仕事を任されているとのこと。何よりうれしいのは、結婚して子どもさんもおり、暖かい家庭生活を送っていることである。T君は振り返る。「あの頃が自分の人生の分水嶺でした。いい方向に流していただいたと感謝しています」と。「あのまま親から引き離されなかったら、共倒れをしているか、貧困と暴力の悲しい現実と向き合う生活で、もがき苦しんだと思う」と。当時、年間に200件ほどのケースを抱え、T君のケースもその中の1つであったが、T君のことは筆者も強く心に残っていた。T君からの手紙で気づかされたのは、生きていく上での困難な課題を抱える多くの人たちにとって、僥倖な言い方になるかも知れないが、ソーシャルワーカーとの関わりがそれぞれの人たちの人生にとって極めて大きな出来事であるということである。膨大な数のケースを抱え、どんなに頑張っても達成感が得られず、ややもすれば「どうせこんな仕事なんて」と投げ出したくなるかもしれないが、人生の危機的状況の中でのソーシャルワーカーとの出会いは、親子にとって我々が考える以上に深い意味をもった重大な出来事であることを思えば、仕事の重責とともに救いを感じないか。その後T君とは何度か赤のれんをくぐったが、この手紙は筆者の一生の宝物として大切に保管している。

職員の疲弊は児相だけのものではない。市町村の窓口も児童福祉施設もいずれも脆弱な体制のもとで喘いでいる。制度は改正の度に緻密になっていく。しかし、これを支える人材が疲弊しきってはいは、制度そのものが絵に描いた餅になってしまう。まさに「福祉は人なり」。福祉人材の大切さを改めて関係者が共有し、そのあり方について議論が巻き起こることを念じてやまない。

注) 高橋重宏(2002)「児童福祉司の職務とストレスに関する研究」『日本子ども家庭総合研究所紀要第38集(平成13年度)』日本子ども家庭総合研究所

